

5 議案第71号関係

おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例 新旧対照表 (抜粋)

改正案							現行							
別表第1 (第3条関係) 町長の附属機関							別表第1 (第3条関係) 町長の附属機関							
附属機関	所掌事項	委員の定数	委員の構成	委員の任期	会長等の選任方法	庶務担当課	附属機関	所掌事項	委員の定数	委員の構成	委員の任期	会長等の選任方法	庶務担当課	
略							略							
おいらせ町子ども・子育て会議	略						おいらせ町子ども・子育て会議	略						
							おいらせ町要保護児童対策地域協議会	(1) 児童福祉法(昭和22年内法律第164号)第25条の2に規定する事項 (2) その他町長が必要と認める事項	20人	以	(1) 関係機関を代表する者 (2) 関係団体を代表する者 (3) 児童福祉に関する職務に従事する者 (4) 町の職員	2年	(1) 会長委員の補選 (2) 副会長 町民課長(児童福祉法第25条の2第4項に掲げる要保護児童対策調整機関の所属長)	町民課
おいらせ町立児童館運営協議会	略						おいらせ町立児童館運営協議会	略						
略							略							